

## 平成21年度 第2回 食品安全対策協議会 議事概要

日時：平成21年11月13日(金) 13:30～15:30

場所：岐阜県庁 9北2会議室

(あいさつ)

### ○若宮次長（岐阜県健康福祉部）

本日は、お忙しい中ご出席いただき、ありがとうございます。また、日頃から、岐阜県の食品安全行政の推進にあたり、格別のご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。また、本日はお忙しいところご出席いただきましてありがとうございます。

さて、国においては、消費者庁が9月に発足し、国民安全対策を緊急に実施するということが対応されているところでございます。例えば、エコナクッキングオイルの発がん性疑惑に対する素早い対応など、消費者の立場に立つという消費者庁らしさは発揮されつつあるのではないかと思いますし、今後もおおいに期待したいと思います。

県におきましては、消費者庁発足前の昨年度から、県関係課や県警生活環境課をメンバーとする「岐阜県消費者行政連絡会議」を設けており、情報の共有をはじめとして、横の連携を引き続き図ってまいりたいと思います。

一方、県の財政状況は非常に厳しく、来年度予算においては、食の安全に関するリスクコミュニケーションの分野も聖域ではありませんが、できる限りの工夫をしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

本日の食品安全対策協議会は2回目の会議となりますが、この食品安全対策協議会は、平成14年の発足以来、様々なご意見・ご提言をいただいております。本日も、活発なご意見やご提言をいただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

(あいさつ)

### ○杉山会長（東海学院大学学長）

本日は第2回ということですので。前回は、食品安全行動基本計画の実施状況を見ましたが、第2期計画は第1期計画の反省に立って作成されたものであり、第2期計画は第1期計画の繰り返しではない、一歩進んだものだとして、リスクコミュニケーションについても取り組んでいくことが重要だと思います。農薬についても、計画において非常に重要な位置を占めているといえます。

また、消費者庁ができましたけれども、実施していくうえで大事なものは食の心であると思います。本日は、積極的に意見を言っていただきたいと思います。

【議題 よりよいリスクコミュニケーションのあり方について（テーマ：残留農薬）】

(事務局から説明)

○杉山会長（東海学院大学学長）

では、順に委員のご意見を伺いたいと思います。

○河原委員（全岐阜県生活協同組合連合会専務理事）

説明は非常に分かりやすかったと思います。残留農薬問題は、生協でもずいぶん深く取り組んできていると思っています。ただ、資料13ページにおきまして、農薬の検出割合、違反の割合が低いというデータから、農薬のリスクは低いとの説明をされましたが、消費者の中には、一時中国産の野菜等に対して危険視するということがありまして、このデータでの説明では、すぐに納得していただけるということにはならないのではないかな、と率直にと思っています。

輸入の段階などで検査はされていると思いますが、いろんな形で、こうしたデータ提供や事例紹介がされていかないと納得はされないだろう、ただこの数値を見せただけでは、消費者の方は、はいはいと納得はされないだろうと思います。

シンポジウムの参加者数が減少しているという問題も説明されていましたが、農薬など具体的なテーマに関するさまざまな情報提供をする場について、出前講座もやっておられるということではありますが、消費者の方に来てくださいというだけではなくて、消費者の中に行政が入っていくことも含め、さまざまな形で情報提供していただきたいと思います。

漠然とした不安は、いつもありますので、そうした不安に対し、1つ1つ丁寧に対応していただきたいと思います。

○杉山会長（東海学院大学学長）

ありがとうございました。輸入食品については改めて検討するとしまして、全体としては、この数字での説明ではまだ甘いというご意見と、もう少し丁寧に、出前講座なども活用して、消費者の中に行政が積極的に入っていくこと、この2点のご意見をいただいたということによろしいでしょうか。

○河原委員（全岐阜県生活協同組合連合会専務理事）

はい。説明が甘い、とまでは言いませんけれども。

○大西委員（消費者）

出前講座にも参加したことがありますが、消費者は、現在の生産者や流通業者の努力をまったく知らないところがありますので、リスクコミュニケーションで詳しく説明していただくことによって、数値や、検査の内容などを学ぶことができます。

私たち消費者が気をつけなければいけないことは、無理や無茶を言うことだと思います。自分の不安感を苦情のように生産者に言い募り、安さだけを追求する消費者になるのではなく、いろんな説明を聞いて、不安な点があったり、安すぎたり、新聞報道などで生産者の信念に怪しいところがあると感じた場合などには、「買わない」という選択が必ずできる消費者になりたいと思っ

ています。

また、リスクコミュニケーションが県や国など片方からの情報等の流れになっているという説明がありましたが、リスクコミュニケーションに参加した消費者が返答をする相手は、県ではなく、消費者行動として表すことになるので、消費者の意見、消費者の持つ情報を県がつかむということは、なかなか難しいと思います。

消費者は、例えば中国産冷凍餃子事件などで中国産品がいやです、となったら、とことん買わない、という態度で意思表示をします。消費者は、「買う」「買わない」という行動で訴えていると思います。

消費者が良いものを選ぶためには、「何が良いものか」が問題になります。その際に、リスクコミュニケーションによる情報がないと正しい選択ができないと思います。

県が方針としている「選択する力をつける」ということに関しては、苦心して、利益ばかりを追い求めず丁寧な仕事をしている生産者を応援するということについて理解を深め、私としては、県産品を選ぶ消費者、少し高いかもしれないけれども、その価値を認め、買い支えることのできる消費者になることが大事だと思います。

提言としては、県産品の普及率を上げてほしいと思います。私は中学生の親なのですが、卵、柿、チーズ、牛乳などの県産品の普及率が上がって行って、給食でも子どもに県産品を食べさせたいという希望はずっと持っています。

#### ○杉山会長（東海学院大学学長）

ありがとうございました。買わないという選択ができる消費者になることの重要性の指摘と、提言として、給食での県産品の利用率を上げてほしいということであったかと思います。

#### ○岡武委員（消費者）

リスクコミュニケーション以前の問題として、1人1人の消費者が、マスコミからなどのさまざまな情報によって、知識を混同してしまっていると思います。食品添加物や残留農薬について、規定以外のものが検出された場合などに、報道などで、パーセンテージなどの数字で、「何%混入していました」などと言われると、その数字だけを見て、危険性を感じてしまうということがあると思います。基準違反は良くないことに違いありませんが、基準自体が厳しく決められており、健康には影響がない程度の違反であるにもかかわらず、必要以上に危険を感じ、先入観を持って、物事を見てしまうということがあると思います。日頃から、消費者の判断能力が、マスコミに影響されすぎているという問題があると思います。

行政は、シンポジウムや勉強会のようなものを開催しており、知識を得る機会はあるにはありますが、消費者、特に子育て世代は、そういった場所に出向きにくいです。そうした子育て世代は、食品を購入する金額も大きいので、そういった方たちの間違った判断が、家庭生活にも大きな影響を及ぼしているのではないかと思います。

では、私たち消費者がどんな場所で情報を得ていたらよいかということについてですが、大

きな公開講座で一括で行うのではなく、地域の中で、例えば、公民館など身近なところでやったり、PTAの場を利用したりしていく必要があるとも思いますが、それは行政だけでは無理ではないかなと思います。

J Aがさまざまな企画を行ったり、流通業者の方も情報を発信したりしているということですが、そうした活動を身近な公民館などで実施できるようになればいいと思います。しかし、地域の公民館の使用には規制があるようで、J Aの何かの企画では使えないといった話を聞いたことがあります。

行政、消費者、生産者などのいろんな団体が地域で結びつきあえば、地域の中で私たちが学びあう場が見えてくるのではないかと思います。

この協議会としては、そうした地域の取り組みを深めていき、一般市民に広げていくということがいいのではないかと思います。

#### ○高橋委員（消費者）

リスクコミュニケーションを通じて、リスクを消費者に知っていただくということはとても大事だと思います。ある会議に行って来ましたが、そこでも農薬への不安の声は多いです。県には出前講座などで、農薬の安全性について話していただくなど、いろいろやっていますが、まだまだ消費者には伝わっていないので、地道に、消費者と生産者が交流できる場作りをしていただきたいと思います。そうすれば、消費者が「農薬は怖い」と言ったり、ちょっとしたことでマスコミに踊らされて「その商品は一切買いません」ということになったりするのを防げるのではないかと思います。

#### ○山崎委員（消費者）

先ほど、消費者は目を養って、多少高くてもいいものを買おうという話がありましたが、今は大変な経済状況でして、給与収入も減る傾向にあります。気持ちではいいものを買っていても、お父さんの給料が下がったから安いほうしか買えないという状況はあると思います。

消費者の意識啓発は重要であり、今後も続けていってほしいと思いますが、消費税を食品はなしにするなど、経済とリンクした政策も必要ではないかなと思います。

残留農薬などの問題は地道に続けてほしいと思いますが、県だけでは限界があると思います。地元には市町村行政がありますので、地元の会合の場に地元の市町村の担当課の職員が出かけていって説明し、地元の話の聞き、回答の仕方を県がアドバイスするという形での連携などが考えられると思います。また、教育委員会と連携し、PTAの研修の際には食の安全を取り上げてもらうようにするなども考えられると思います。

やはり、話を聞いていただく機会を作らないことには始まりません。興味のある方は自分で話を聞きに行きますが、そうでない方には、機会を作って分かりやすい話をしていくことが重要だと思います。

○山田委員（岐阜県スーパーマーケット協会代表）

リスクコミュニケーションに関しては、マスメディアや友人を通じて、皆さん本当によく知識をお持ちだなと感じています。

わたくしのところでは、地産地消を強化していますが、最近、小規模農家の作物の出来が悪くなっています。農家からは「農薬の規制が厳しくなったので、いいものが作れない」という話を聞きます。JAの方々等の厳しい指導により、栽培方法に対する厳しい指導もありますので、当然、昔のような農薬は使っていません。ある意味では、安心して買える時代が来ているといえると思います。加工食品の添加物の表示もしっかりと行っておりますし、消費期限の管理も徹底しております。

ただ、メディアが先行して、ちょっと何か問題が起きると大きく取り上げ、それで消費者の方が必要以上に心配されるという傾向はあるのではないかと思います。

しかし、数年前に比べれば、食の安全に関する状況は、良くなっており、心配がなくなっていると思います。このことは、この場をお借りしてお伝えしたいと思います。

○井上委員（岐阜県食品衛生協会会長代行）

食品衛生協会は県下に支部があり、各支部では、三者懇談というものを行っています。三者とは、衛生協会役員、消費者代表、食品製造会社でして、ともにいろいろ勉強しています。

小学生を工場に連れて行くという取り組みもやっていますが、子どもたちは衛生的な施設を見学でき、現場責任者が細かいところまで説明していただけるので、こうした取り組みは、前向きに取り組んでいきたいと考えていますが、資料8ページに「食品安全セミナー（工場等現地視察）は費用対効果の視点から事業の方向を検討するべきか」とありますが、これはどういうことかご説明いただければと思います。

○小林課長補佐（岐阜県健康福祉環境部生活衛生課）

食品安全セミナーは、公募で参加者を募り、バス1台を借り上げ、ほぼ1日をかけて工場と農産地を見学するものです。費用対効果と書きましたのは、ご好評をいただいておりますが、募集人数はバスの定員ということになりますので、上限があるということです。事業の進め方をどうすればいいのか悩んでいるところです。

○後藤委員（岐阜県養鶏協会副会長）

生産者の立場から申し上げますと、一番大事なことは、残留農薬について、リスクの高い畜産物を作らないということです。そのためには、できるだけ農薬は使わないことだと理解し、努力しておりますが、一層強化してまいります。

また、こうした努力を消費者の方に知っていただくため、情報提供する場を作っていくことが重要だと痛感しています。

畜産業では、飼料添加物を使用していますが、リスクが生じないように厳格に管理しているところ

ろです。今後も、県養鶏協会を通じて生産者に徹底していきます。

資料5ページの生産者の取組に関しまして、県養鶏協会では、毎年鶏卵鶏肉料理コンクールを開催しています。対象は高校生、大学生、調理専門学校生徒さんですが、多くの方に参加していただいています。このような機会に県内の鶏卵、鶏肉が安全であること、私たちの取組を知っていただくよう、今後とも取り組んでまいります。

資料8ページの課題3として「20～40代の子育て世代、子どもを対象とした食品の安全に関する取組が少ない」とあります。これは本当に大切なことで、子どものうちにしっかりと食育をしないと健全な子どもが育たないと思います。どうしたら食育が徹底できるかということですが、PTAとの連携はよいことでやっていただきたいと思います。また、学校だけでなく、保育園、幼稚園への活動も行うと、お母さん方に感謝されるのではないかと思います。

また、県養鶏協会として協力できることがあれば、遠慮なく言っていただきたいと思います。一緒になって取り組んで行きたいと思います。

#### ○河本委員（全国農業協同組合岐阜県本部営農支援センター次長）

薬と名のつくものでこれほどバッシングを受けるのは農薬ぐらいのものではないでしょうか。

昭和30年代、40年代前半までは、水銀剤、パラコートといった非常に毒性の強い農薬が使われていたのは事実です。しかし、今ではこうしたものは使うことも、所持することもあります。その当時のイメージで、今でもたまたま除草剤を飲んで自殺を図る方がいますが、今の市販の除草剤は、500mlを3本くらい一気に飲めば別ですが、絶対死ねないというのが、現在の除草剤の毒性の実態です。

現在市販されている農薬のうち、毒物・劇物に分類されるものは全体の8%しかありません。さらに、無人ヘリ等の空中散布する農薬としての毒物・劇物の使用については実質的な使用自粛をしており、県内では事実上使用されていません。

他方、生産者側も、IPM（総合的病害虫・雑草管理）の考え方に立って、農薬、化学的な物質を使った防除ではなく、ハウスの周りにネットを張ったり、シートを敷いたりして、害虫が入ってこないようにするなどの取組を非常に積極的に行っています。これが現状です。しかし、一部の断片的な情報、報道により、正しく伝わっていないということはあると思います。

残留農薬の基準値は、安全係数として100分の1がかかっており、さらに20%は空気、水等からの摂取を見込んで設定するため、少なくとも動物実験での無毒性量の125分の1以下に設定されています。したがって、基準の3倍の残留農薬が検出されたとして、もちろん問題ですが、報道のあり方という問題はあると思います。

諸外国では、例えば、ドイツの厚生労働省にあたる部門は、「今年、国内でこれだけの基準超過がありました。このうち、毒性に問題がある超過はこれだけでした。」という発表を行っています。実際の基準超過件数と、そのリスクについての情報提供が行われています。これは厚生労働省のOBの方から聞きました。情報の発表の仕方を工夫して、基準とリスクの明確な区別をして、消費者の皆さんに情報提供していくことが大切だと思います。

内閣府食品安全委員会は、農薬の安全性について、20分程度のわかりやすいDVDを作成しています。農薬の有効性、必要性についても分かります。私たちも機会を捉えてこのDVDを活用しています。

先ほど、地域単位で交流できる場を作ってはというご提言がありましたが、社団法人ぎふクリーン農業研究センターを作り、年間800件余の残留農薬検査を行っていますが、研修機能も備えています。ぜひ活用していただきたいと思います。

最後に、農薬の重要性について。農薬は農「毒」ではなく「薬」です。近畿大学農学部のある発表の中で、農薬を全く使わないで作ったりんごが、害虫等に対抗する毒性のある免疫物質を作ってしまう、そうしたりんごを食べ続けた人が、りんごに対するアレルギーを持ってしまうということがあります。ご飯を食べても戻してしまう子もいる時代です。化学物質過敏症にも潜在的な関係があるかもしれません。生産者にとっての農薬の有用性だけではなく、消費者にとっての有用性もあるということです。

#### ○杉山会長（東海学院大学学長）

ありがとうございました。いろいろご意見を頂きましたが、1つ言うとするれば、例えば、岐阜県の卵はこうだから安全です、柿は安全です、などのような、岐阜県の場合におけるリスクコミュニケーションが大切だと思います。

#### ○村下委員（県議会厚生環境委員会委員長）

本日初めて出席し、消費者、生産者の方のさまざまなご意見を聞かせていただきました。私は専門家ではありませんが、先ほどの河本委員の「農薬は薬である」との話は、大変参考になるのではないかと思います。消費者の方は、いろんな団体との意見交換の場をもっと増やしていかないと、こうした話を聞く機会を得られないのではないかと思います。話を聞いてみてはじめて、「残留農薬は安全なのだ」という認識ができてくると思います。

また、マスコミの報道は、非常に偏っているなという印象はあります。消費者は、自らの判断基準で商品を選択するという消費者意識を持たなければならない時代になっています。各団体が一緒になって、県や市町村も使ってPRに取り組んでいかなければならないと思います。

県議会としましては、平成16年に、初の議員提案により岐阜県食品安全基本条例を作りました。これは、県民の方々の食に対する悩みが非常に大きいから、最初の議員提案で作ったのです。

この条例は、行政、消費者、生産・流通の方々がみんなと一緒に取組んでいかなければ、食の安全は確保できないという考え方で作られていますので、この食品安全対策協議会は、いいな、と感じています。県の財政は非常に厳しく、食品安全行政だけやっていくというわけにもいきませんので、ますます民間の方々のお力を借りていかなければなりませんので、この協議会は年に3回ということですが、もう少し回数を増やすのも1つの方法かなと思います。

#### ○杉山会長（東海学院大学学長）

ここまでを少しまとめたいと思います。

リスクコミュニケーションについては、県は、意見交換会を年5回開催するなど、県民とのキャッチボールをしながら取り組んできていると思います。本日の資料では、リスクコミュニケーションを教育、参加、信頼という形で整理していただきました。

教育については、さまざまな形で行われていますが、資料の中で「シンポジウムは、中央講師派遣型から、産学官連携を意識した、地域の実践に焦点を当てたものにしていく」とあります。これは、非常に前進的だと思います。これまで県は、立派な先生を東京から連れてきて、講演をしてもらってきました。岐阜県出身の俳優さんと呼ばば人が来てくれるだろうということで、俳優さんなどを呼ぶこともあったと思います。この資料が言っているのは、そういうやり方をもう少し実質的なものに変えていくということだと理解しました。岐阜県の大学にも世界で活躍する優れた先生がいっぱいいらっしゃいます。ぜひそうした地域資源を活用していただきたい、そういう意味で、ぜひ産官学連携に移行していただきたいと思います。中央の先生を呼んでくる一発型ではなく、地域の大学の先生や「産」と連携した形にすれば、人も集まりやすくなると思います。「連携」が非常に重要なキーワードだと思います。予算がない中でも、連携して情報共有していけば、信頼も得やすくなるのではないかと思います。

もう一つ、地産地消について。食の安全の第2段階として、もはや一般論ではなく、具体的な地域の食の安全性を整理していくようにしたほうがいいと思います。なお、輸入食品という問題がありますが、これはまた別に検討したほうがいいと思います。さて、県は食育の授業を一生懸命やっておられますが、食育の授業ももっと連携した方がいいと思います。成果は上がっているのですけれども、まだ「この地域で何回やった、やった」で終わっている面があります。各地で大学などがさまざまな公開講座を行っていますが、岐阜県の特徴として、公開講座数は全国的にも飛びぬけてものすごく多いのです。しかし、反面、1つ1つの参加者数が少ないのです。何が問題なのかというと、これだけ多くの講座を開催してはいますが、本当に成果は上がっているのかということです。わたしはもっと連携していったほうがいいと思います。毎年、県内は、10月から12月はシンポジウムや講演だらけです。予算も少ない時期ですので、もっと地域のニーズに応じて連携していくことを考えていくべきだと思います。

連携の方法については、県内には食品関係の大学が4つあります。これをどう活用するかを工夫すれば、かなり効率的にできると思います。

産官学連携に、消費者を加え、消費者が生産者や流通業者がやっていることがわかるようにすれば、安心することができるようになります。今の食品は、加工方法など見えない部分が非常に多い。見えれば安心するということはありません。工場などの見学は各地で行われていますし、畜産フェアもあれば、農業フェスティバルもあります。鶏卵鶏肉料理コンクールもあります。これらを何とか連携して活用できないでしょうか。例えば、畜産フェアに、食品安全としても参加するなど。今年の農業フェスティバルには、食品の安全・安心シンポジウムのチラシ配布という形で参加されているようですけど。「連携」が課題です。言うのは易しいかもしれませんが。

また、食育についても、地域で何百回と実施されています。しかし、あまり知られていません。

もっと情報を共有化していく必要があると思います。

子育て世代の参加を増やすことについては、今はどこの公開講座でも託児所を設けています。託児所を設けることで、県の出前講座で、子育て世代をできるだけカバーしていくということも考えられるのではないかと思います。

食品安全推進室は、畜産、農業、食品衛生が連携してできている先駆的な組織だと思いますので、もっと連携していけば、費用対効果ももっと上がると思います。

あと、私は、県内の生産者、加工業者を支援していくことが非常に重要だと思います。県内で採れたものを使っていなければ県産品ではないという意見もあるかもしれませんが、そうではありません。これはスローフード協会も認めている考え方ですが、その土地で採れたものでなくても、その地域独自の伝統的な技法で製造されたものであれば、それは地域産品です。例えば、栗きんとんの栗の3分の1は熊本産だから、栗きんとんは県産品ではないという意見がありますが、そうではなくて、栗きんとんは岐阜県のものであります。生産・流通をこのように理解して、消費者もそれを納得して、買い、推奨していくことが大切だと思います。

また、農薬については、コミュニケーションを進め、農薬は薬であるとの認識を深めていってほしいと思います。

なお、この食品安全対策協議会は年3回ですけれども、県は地域での意見交換会を年5回開催されるなどしているところです。

#### ○大西委員（消費者）

最近、友人が日本一おいしいとっていた飛騨の酒造メーカーが別の会社になってしまいました。県産品を応援したいと思っていますが、これは、これからも県産品なのかどうか。ほかにも同様の例がたくさんあります。テレビのローカル番組で県内企業の社長の考え方なども聞いたりして、購入する際の参考にしています。長年、ブランドが定着するまで尽力された商品が、いつの間にか、看板はそのままでも県内企業が大企業に変わってしまっていることがあります。こうしたことは消費者としては、裏切られたと感じてしまいます。信念がなく、合理化や儲かることを優先する会社の商品は買いたくないと思っています。

#### ○井上委員（岐阜県食品衛生協会会長代行）

私の商売は、料理を作って出すというもので、食品加工業ではありませんが、やはり、その時代にあった経営をしていませんと、小さな会社は、合併、吸収合併によって生き残っていくしかないという時代なのだと思います。

あと、工場見学は、参加者が非常に喜んでいきます。続けていただけたらと思います。

保健所の職員は食品衛生監視員ですが、われわれ食品衛生協会メンバーは食品衛生指導員という名で活動しています。残留農薬の勉強はしていきたいと思っていますので、指導員も教育の対象としていただきますよう、お願いします。

○杉山会長（東海学院大学学長）

ここで、県が指導を行っている養老の問題について、毎月1回指導に入るというようなことで、県から一言ご説明をお願いします。

○岩田課長（岐阜県健康福祉部生活衛生課）

まず、ここまでの感想を述べさせていただき、その後、(株)丸明の行政指導について報告させていただきます。

県の財政は火の車であり、お金を掛けてやっていく事業の実施は難しい、これは事実です。しかし、知恵を絞って汗をかくことはいくらでもできますので、地域での連携、産学官の連携という枠組みの中で、知恵を絞ればやり方はあると思います。市町村、大学と一緒に取り組む中に、農商工、消費者の方に入らせていただくということはできるのではないかと考えています。どこまでできるか分かりませんが、努力してまいりたいと思います。

次に、(株)丸明についてですけれども、去年の飛騨牛等級偽装事件以降、県は(株)丸明に対し、厳しく指導をしてきたつもりです。そのような中、今般、(株)丸明は、スライス肉の元となる部分肉の賞味期限を超える消費期限をスライス肉に設定していたということが判明しました。スライス肉とは、通常、発砲スチロールのトレーにいくつかのスライスされた肉を並べてラップで包装してあるもののことで、部分肉をスライスして作る際には、消費期限を設定することとなっています。この消費期限は、もとの部分肉の賞味期限を超えてはならないこととなっています。今回問題となったのは、にもかかわらず、部分肉の賞味期限を超える消費期限をスライス肉に設定してしまったという点です。このことは、弁護士にも相談しましたが、ただちに食品衛生法違反とまでは言えないですが、部分肉の賞味期限内にスライス肉の消費期限を設定するよう、行政指導を行ったものです。

誤解のないようお聞きいただきたいのですが、部分肉の賞味期限を超えるスライス肉の消費期限を設定してもいいのですが、その場合は、安全だという科学的根拠を持たなければならないのです。(株)丸明は、科学的根拠の整備が必ずしも十分ではありませんでした。したがって厳しく行政指導したということです。

(株)丸明は、既に改善計画書を県に提出しておりますが、県として、毎月1回、改善計画が履行されるようチェックを行うこととしています。

○杉山会長（東海学院大学学長）

ありがとうございました。

さて、県は、食育で大きな成果を上げられていますので、一言ご説明をお願いします。

○小森課長補佐（岐阜県健康福祉部保健医療課）

平成18年度から、議員提案による岐阜県食育基本条例が施行されています。県は平成19年度からの5カ年計画である食育推進基本計画を策定し、その中で数値目標を設定し、実現に取り

組んでいくという事業展開をしています。

今年度は特に、健康福祉部では3歳児の朝食の欠食ゼロを目指していますが、現在の欠食率は4.2%です。

食育については、県からヘルスマイト、すなわち食生活改善推進員の方に委託して、それぞれの地域の高校などで、食育の推進に取り組んでいるところです。

○若宮次長（岐阜県健康福祉部）

（株丸明の件については、しっかり指導していきます。

本日部長は出席しておりませんが、常々「県民目線で」と申しております。行政がこれでいいと考えたとしても、受け手の県民、事業者の立場で考えないと、それは行政の独りよがりであり、事業効果がないということにもなりかねません。

そういう意味で、率直なご意見を頂きたいと思います。われわれ行政が気づいていないこともあるかもしれません。どしどしご意見をお願いします。

○杉山会長（東海学院大学学長）

畜産フェアやコンクールなどを活用して県産品の安全性をもっとアピールしてはどうかと思いますが、いかがですか。これから、県庁各部の連携、産官学の連携、農商工の連携を進めていく中、第2ステージとして、具体的に、県民目線で、県産品の安全性を規制していくことが大きな課題になってくるとは思いますが、いかがですか。

○後藤委員（岐阜県養鶏協会副会長）

畜産フェアや農業フェスティバル、各地の食育イベントが行われているわけですから、それらをフル活用していくことが大事だと思います。食品安全対策として、イベントにご協力いただき、おおいに推進していただきたいと思います。畜産フェアも、鶏卵鶏肉コンクールも継続してやっていきますので、来年から、その中に食品安全対策をきちっと位置づけをしていきたいと思えます。食品安全対策協議会においてこうした発案があったことはしっかりと養鶏協会にご説明し、協力していきたいと思えます。

あと、学官産という言葉に消費者の「消」を付け加えるようにしたらよいのではないのでしょうか。私も生産者でもあり、消費者でもあります。食の安全は命の根幹に関わることですから、全県民が一丸となって取り組んでいかなければならない問題だと思います。食の安全を岐阜県で本当に達成しようと思ったら、産官学消が連携していく必要があります。消費者の中にも食の安全に関する専門家はいらっしゃいます。連携して取り組み、岐阜県の食の安全は完璧だと言えるようにしていくことだと思います。

○杉山会長（東海学院大学学長）

J Aは残留農薬検査のデータなど多くのデータをお持ちですが、そうしたデータをスーパーな

どでも共有できるようにはできないでしょうか。ぎふクリーン農業研究センターは年間800例もの残留農薬検査をしているということです。ただ、やったやった、というだけではなく、販売の場に活用して、岐阜県産の野菜は安全だという認識につなげていくというようなことはどうでしょうか。

○河本委員（全国農業協同組合岐阜県本部営農支援センター次長）

ぎふクリーン農業研究センターは、県が推進しているぎふクリーン農業のファイナルチェックとしての残留農薬検査を実施しています。JAは、生産管理におけるGAPという取組、すなわち農業生産工程管理手法、これは、農業生産現場において、食品の安全確保などへ向けた適切な農業生産を実施するための管理のポイントを整理し、それを実践・記録する取組ですが、この取組を強化しているところです。

ぎふクリーン農業によるものには、ぎふクリーン農業のロゴマークが付けられます。このマークが、ぎふクリーン農業の証です。ホームページでも岐阜クリーン農業農産物のPRに努めています。消費者の方に岐阜クリーン農業のロゴマークがついた野菜を手にとっていただき、「これが岐阜クリーン農業農産物だよ」と分かっていただけて購入していただくこと、これが、実は、食の安全の第1歩になるのではないのでしょうか。

○山田委員（岐阜県スーパーマーケット協会代表）

岐阜クリーン農業についての説明書きを店内に貼って、県内産品の推進に努めてまいりたいと思います。

○杉山会長（東海学院大学学長）

次回テーマは、事務局案としては「より良いリスクコミュニケーションのあり方について」とし、テーマは輸入食品ですが、いかがでしょうか。

○後藤委員（岐阜県養鶏協会副会長）

資料13ページで、国産品と輸入品の基準違反率に差がないというデータがありますが、これだけ輸入食品の問題が起きているのに納得がいきません。理解に苦しみます。ですので次回のテーマは輸入食品で結構です。

○杉山会長（東海学院大学学長）

県産品をどれだけ推進しても、輸入食品を避けることはできない状況があります。ではよろしいでしょうか。

ありがとうございました。これで第2回目の食品安全対策協議会を終わります。